

京都市告示第 126 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 2 項及び第 3 項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置に係る許可申請書（以下「申請書」という。）及び生活環境影響調査書（以下「調査書」という。）が提出されたので、同条第 4 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同条第 6 項の規定により、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。

平成 22 年 6 月 9 日

京都市長 門 川 大 作

1 許可申請の概要

(1) 申請者

名 称 光アスコン株式会社

代表者 代表取締役 喜多川光矢

所在地 京都市伏見区横大路千両松町 7 8 番地

(2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

京都市伏見区横大路千両松町 7 8 番地

(3) 産業廃棄物処理施設の種類

焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 3 号、第 5 号、第 8 号及び第 13 号の 2 に掲げる焼却施設のいずれにも該当）

(4) 産業廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類

① 汚泥② 廃油③ 廃酸④ 廃アルカリ⑤ 廃プラスチック類⑥ 紙くず⑦ 木くず⑧ 繊維くず⑨ ゴムくず⑩ 金属くず⑪ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑫ 感染性産業廃棄物（下線を付したのものにあつては、特

別管理産業廃棄物を含む。)

2 申請年月日

平成22年5月27日

3 申請書及び調査書の縦覧

(1) 縦覧場所

ア 京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課

京都市中京区河原町通二条下ルー之船入町384ヤサカ河原町ビル7階

イ 京都市伏見区役所(1階ロビー)

京都市伏見区鷹匠町39番地の2

(2) 縦覧期間

ア 京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課

平成22年6月9日(水)から平成22年7月8日(木)までの1月間

イ 京都市伏見区役所(1階ロビー)

平成22年6月9日(水)から平成22年6月15日(火)までの1週間

(いずれも、京都市の休日を定める条例第1条に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前9時30分から正午まで

午後1時から午後4時30分まで

4 意見書の提出

(1) 提出することができる者

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者

(2) 記載すべき事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 当該産業廃棄物処理施設の設置に関する生活環境の保全上の見地からの意見（日本語により、理由を含めて記載すること。）

(3) 提出期間

平成22年6月9日（水）から平成22年7月22日（木）まで（期間厳守）

(4) 提出方法

窓口提出，郵送又はファックス

(5) 提出先

〒604-0924

京都市中京区河原町通二条下る一之船入町384ヤサカ河原町ビル
7階

京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課

T E L 075-213-0926

F A X 075-221-6550

（環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課）